

平成 27 年 7 月 17 日

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等に対する意見

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課

御中

公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（通称 NACS）

消費者提言特別委員会委員長 棚橋 節子

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷一丁目 1 7 番 1 4 号

全国婦人会館 2 階

電話 03-6434-1125

Fax 03-6434-1161

Eメール nacs-teigen@nacs.or.jp

時下、貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当協会は創立以来27年にわたり大きな活動の一つとして消費者相談、ADR、110番事業を行っており、個別救済はもとより、その相談に内在する消費者被害を惹起する法的不備、あるべき規制の問題等について建設的意見を表明し、消費者法改正 や規制強化に寄与してきた実績をもちます。複雑化する消費者被害は事業者と消費者の間の情報の質・量の格差、交渉力の格差により必然的に起こりうる問題であるが故に、暮らしの安全・安心を構築するためには常に国には具体的な政策展開を求め、事業者には必要な制度整備を要請してきたものです。

この度、貴庁がまとめられました「犯罪収益移転危険度調査書（案）」を拝読し、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」に対しまして意見を述べさせていただきます。

記

【意見】

特定事業者が取引時確認を行わなければならない取引を追加する案（政令改正案7、9条）に賛成します。

<理由>

貴庁資料により、世界各国のマネー・ローンダリングやテロ資金の対策を審査する

国際組織 Financial Action Task Force (FATF) は、わが国の対策の不備を「40の勧告」「9の特別勧告」として指摘、迅速な対応ができなければ「高いリスクのある国」として格下げされ、わが国の金融機関の海外取引に支障が生じる可能性があることを知りました。そのような事態になると、金融機関やグローバル企業だけでなく、私たち消費者も不利益を被ることは避けられません。FATF 勧告に早急に対応することは国民全体の利益になると考えます。

昨今、なりすまし等の特殊詐欺による被害が社会問題化していますが、こうした犯罪は、取引時の本人確認を徹底することにより、犯罪が行われたとしても被害発生を相当程度防ぐことに繋がると期待できます。また、仮に取引が完了し、犯人の手に財産が渡ってしまったとしても、取引時の確認により得られた情報により犯人検挙の可能性が高まることが期待できることから、特定事業者が取引時確認を行わなければならない取引を追加する改正案（政令改正案7、9条）に賛成します。

【意見】

写真なし証明書による本人特定事項の確認方法を厳格化する案（規則改正案6条、7条）に賛成します。ただし改正案の円滑な実施のためには、本人確認方法が厳格化されることの必要性や本人確認書類として個人番号（マイナンバー）カードが利用可能であることを国民に十分周知することが重要だと考えます。

<理由>

本改正案が実施されると、取引時本人確認方法は写真付きの公的な証明書によるという原則が徹底され、これまで単独で証明力があると認められてきた健康保険証や年金手帳は、写真が付いていないため、他の本人確認書類又は公共料金の領収書等の提示等が求められることとなります。この点、従来、写真付きの公的身分証明書として一般人が持ちうるのは運転免許証やパスポートが一般的であるため、経済的弱者や若年層はこうした書類を取得することが必ずしも容易ではないことから、これら証明弱者に対する配慮が必要と考えられてきました。しかしながら、来年1月から個人番号（マイナンバー）カード（希望者に無償で交付）が本人確認書類として位置づけられ、こうした問題は相当程度解決できると考えることから、本改正案の導入に賛成します。

なお、本人確認方法が厳格化されたことを知らずに金融機関の窓口に出かけ、書類が足りず出直さなくてはならないという不便を消費者にかけることのないよう、本改正案の実施に当たり、国民に対して、本人確認方法が厳しくなることと併せて、個人番号カードが本人確認書類として利用できることを周知いただくことをお願いいたします。

【意見】

今回の法改正は、FATF（ファトフ）の対日相互審査の結果の不履行評価を受けて法改正に結びついたこともあり、その経緯について消費者の理解度が低いと思われます。

犯罪収益移転防止法を実効あるものとするためには、消費者に向けて事業者からの情報提供も必要と思われませんが、貴庁からもマネー・ローンダリングについての啓発や周知が必要であると考えます。

<理由>

この度、本意見書を提出するに当たり、犯罪収益移転防止法について勉強する機会を得、本法律の必要性や重要性を認識いたしました。本人確認書類の厳格化は一部消費者に負担を強いることとなりますが、わが国がマネー・ローンダリングやテロ資金の提供に利用され、国際的な信用を失うことは、消費者としても望むところではありません。金融機関の窓口等で、本人確認が厳しくなったという情報提供は行われていますが、加えて、本法律の制定の目的や今般の規制強化の背景等について積極的に広報を実施されることが、消費者の理解と協力につながるものと考えます。

以上